



2026 年度4月利用開始 放課後かまくらっ子たまなわ

たまなわ子どもの家入所手続きについて



「子どもの家」は、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。入所については、申請が必要です。

1 子どもの家の利用について

(1)利用資格(次の全てに該当する方が対象です。)

- ア お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。
- イ お様が小学校に就学していること。
- ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと(居宅内労働は対象)。

*就労以外の理由としては産前・産後休暇中を含みますが、育児休業中は含みません。



(2)利用時間

学校開校日	放課後～午後6時(午後7時まで延長利用可)
学校休校日(月～金曜日)	午前8時～午後6時(早朝利用可、午後7時まで延長利用可)
学校休校日(土曜日)	午前8時30分～午後5時30分(早朝利用可、夕方延長利用不可)

*学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などです。

(3)休所日 日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(4)利用料金※延長・早朝利用料は延長・早朝利用者のみ発生

利用料	月額 7,500円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)
延長・早朝利用料	それぞれ100円/回(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)

***上記以外におやつ代等の費用がかかります。1700 円/月**

入所日(退所日)	利用料(括弧内は退所の場合)
1～10日の間	7,500円(2,500円)
11～20日の間	5,000円(5,000円)
21～月末の間	2,500円(7,500円)

*月の途中に入所(退所)があった場合は、一部減額されます。(ただし、入所と退所が同じ月内にある場合は、10 日ごとに料金が変わります。)

2 入所申請手続き *5月以降に利用開始を希望される方については、4 月以降に受付します。

(1)4月利用開始希望者の受付について

申請期間	令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 1 月 1 日 (土) ～ 1 5 日 (土)
申請方法	申請書類一式を作成のうえ、放課後こどもひろばたまなわ・たまなわ子どもの家へ提出 ※郵送不可 【受付時間】上記期間の平日:午前 10 時～午後 6 時 土曜日:午前 9 時～午後 5 時
結果通知	令和 8 年(2026 年)1月下旬頃に郵送で通知
入所説明会	令和 8 年(2026 年)3月 7 日(土)午前 10 時～11 時(会場:たまなわ子どもの家)

*上記受付期間後も次のとおり4月利用開始希望者の受付を行います。 上記受付児童を原則優先します。

締切:2月13日(金)、27日(金)、3月13日(金)、27日(金)(いずれも郵送不可。3月27日締切分は 4月16日以降利用開始)

*入所説明会は、新一年生対象です。また、次年度新一年生で入所予定、かつ現在兄姉がこどもの家を利用されている場合、参加は不要です。

(2)入所申請に必要な書類について

放課後かまくらっ子たまなわホームページから入手することができます。必要書類の記載方法等の詳細については、青少年課ホームページに記載しておりますのでご確認ください。

ア 子どもの家入所申請書(※必要に応じて療育手帳や障害者手帳の写し、医師の診断書を添付)

*通学する小学校が決定しないため入所申請する施設が確定しない場合は、入所する可能性のある施設すべての分の入所申請書をご提出ください。(ただし複数施設の入所はできません。)

イ 就労等証明書(または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類)

*同一世帯で就労している方全員(利用開始日において 65 歳以上の方は除く)の証明が必要です。なお、同一世帯 2 名以上のお子様を利用する場合は1部の提出で構いません。

*受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、後日就労等証明書を提出してください。

ウ 児童健康調査票

*アレルギー等により入所前に聞き取りを希望される場合は、聞き取り欄にチェックを入れてください。なお、希望されない場合でも、施設職員から聞き取りをお願いする場合があります。

エ 子どもの家利用質問表

3 早朝利用の申請について

学校休校日に限り、午前7時 15 分から受け入れが可能となります。早朝利用開始日の二週間以上前の平日までに、『子どもの家早朝利用申請書』を提出してください。

4 延長利用(夕方)の申請について

子どもの家開設日の平日(月～金曜日)のみ、利用時間を午後7時まで延長利用できます。**時間厳守をお願い致します。午後7時を過ぎ保護者のお迎えが難しい場合は、知人やファミサポにお迎えをお願いしてください。**延長利用時は、保護者(または代理の方・事前連絡)のお迎えが必要です。事前申請なしでご利用いただけますので、申請書類の提出は不要です。

5 利用料の支払い方法について

銀行口座からの自動引き落としでお支払いいただきます。登録方法などは入所決定後にお知らせいたします。

6 利用料の減免について

世帯の状況に応じて、利用料の減免が受けられる場合があります。入所承認通知書が到着後、『子どもの家利用料減免申請書』に必要書類を添えて、直接子どもの家に提出してください。なお、利用料の減免は申請月からの適用となりますので、ご注意ください。利用料をさかのぼって減免することはできません。

<例>4月分から減免を受ける場合・・・4月30日(木)までに施設へ申請書を提出。

※減免の申請が5月になった場合、減免が決定されても4月分の利用料は発生します。



世帯の状況	添付書類(*1)
生活保護世帯	保護受給証明書
市民税非課税世帯	世帯全員の市民税非課税証明書
就学援助受給世帯(*2)	就学援助費交付決定通知書
災害(震災、風水害、火災等)を受けた世帯	り災証明書

*1 同一世帯で複数名の減免申請をするときは、人数分の申請書と、添付書類を1部ご提出ください。

*2 就学援助受給世帯として減免申請する場合

- ・就学援助費交付決定を受けても、減免の申請がなければ子どもの家の利用料は減免されません。
- ・利用料の減免決定は、就学援助費の交付決定後(7月頃)になるため、利用料の減免決定までは利用料をお支払いいただく必要があります

7 子どもの家での事故等への対応について

子どもの家では、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、子どもの家の利用中や、来所または帰宅途中にお子様がけがをして病院へ行った場合は、見舞金支給の対象となる場合がありますので、子どもの家の支援員にその旨を連絡してください。

8 子どもの家を退所する場合

入所後、申請された入所希望期間より前に退所される場合は、『子どもの家退所届』の提出が必要です。

退所日の一週間前までに子どもの家へ提出してください。

9 その他の手続き

- ・子どもの家入所児童住所等変更届

子どもの家入所中に、住所・電話番号や保護者の方の就労状況に変更があった場合は、『子どもの家入所児童住所等変更届』を施設へ提出してください。住所変更の場合は、「自宅から学校、子どもの家までの経路がわかる地図」もあわせてご提出ください。

ただし、就労状況変更の場合の届出については、必ず『就労等証明書』(または『就労等証明書提出遅延届』)を添付してご提出ください(勤務地変更の場合は添付不要です。)

- ・入所後の手続き

子どもの家入所決定後に、別途、来所日程や連絡先の提出をお願いする場合があります。

10 子どもの家一覧

施設名	所在地	電話&FAX	利用 定員	対象 小学校区	指定 管理
にかいどう子どもの家「めだか」	二階堂 912-1	23-7532	50	第二小	○
いなむらがさき子どもの家「いなほ」※1	極楽寺 3-2-3	24-8354	36	稲村ヶ崎小	○
だいいち子どもの家「うみがめ」	由比ガ浜 2-9-13	25-1481	53	第一小	○
おなり子どもの家「こぼと」	御成町 18-35	24-1822	62	御成小	○
しちりがはま子どもの家「なみのね」	七里ガ浜東 5-3-3	33-2233	23	七里ガ浜小	○
こしごえ子どもの家「かもめ」	腰越 5-2-10	31-0179	57	腰越小	○
にししまくら子どもの家「こまどり」	津 1069	31-3010	32	西鎌倉小	○
ふかさわ子どもの家「すずめ」	梶原 1-11-1	47-1418	60	深沢小	○
ふじづか子どもの家「かなりや」	寺分 418-10	46-5357	36	富士塚小	○
やまさき子どもの家「めじろ」	山崎 2456-1	43-0454	66	山崎小	○
おおふな子どもの家「つばめ」	大船 2-10-3	44-1490	54	大船小	○
おさか子どもの家「ひばり」	大船 2135	44-6070	51	小坂小	○
いまいずみ子どもの家「うぐいす」	今泉 2-13-1	43-5270	28	今泉小	○
たまなわ子どもの家「うさぎ」	玉縄 1-860	47-1293	60	玉縄小	○
うえき子どもの家「さわがに」	植木 66-6	47-4011	31	植木小	○

せきや子どもの家「やまゆり」	関谷 468-1	44-5462	36	関谷小	○
----------------	----------	---------	----	-----	---

* 私立・国立小学校に通学の場合は、居住地の施設が対象です。

※1 いなむらがさき子どもの家は、小学校内の教室に設置しています。

11 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、市の公の施設の管理運営を、経営ノウハウを有する民間事業者任せにすることで安定した運営を図るとともに、利用者の様々なニーズに効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上とコスト削減が期待できる制度です。民営化とは違い、市には施設の設置者としての責任があり、地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後に市に対して施設の利用状況や収支状況などについて報告することが義務付けられています。

鎌倉市子どもの家条例に基づいて運営をするため、基本的にはそれまでの子どもの家と同様の運営であることに加え、指定管理では開所時間の拡大やおやつ、補食の提供などが可能となっています。スタッフの入れ替わりなども考えられますが、指定管理者制度をスムーズに導入するために、合同保育を実施します。また、指定管理が始まると、施設の管理・運営が指定管理者になるので、入所等の申請や料金の支払いなどは指定管理者が対応することになります。

12 「放課後かまくらっ子」(放課後子ども総合プラン)について

「放課後子ども総合プラン」として、鎌倉市では平成30年度(2018年度)から順次「放課後かまくらっ子」を開始し、令和2年度(2020年度)から市内全小学校区で実施しています。

「放課後子ども総合プラン」は、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験等ができる事業として、国から積極的に推進するよう示されたものです。

本市では、「放課後子ども総合プラン」として、「放課後子どもひろば(アフタースクール事業)」と「子どもの家(学童保育事業)」を実施し、この2つの事業の総称が「放課後かまくらっ子」となります。

《問い合わせ先》

小学校へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

放課後子どもひろばたまなわ・たまなわ子どもの家「うさぎ」
〒247-0071 鎌倉市玉縄1-860
電話&FAX 0467(47)1293



☆かまくらっ子たまなわホームページ

☆公式X
ぜひフォローください



株式会社 明日香 (指定管理者)
〒112-0002 東京都文京区小石川5-2-2 明日香ビル3階
電話 03-6912-0015

